

(2) 消防法第17条の消防用設備等の消防同意時の主な指摘事項

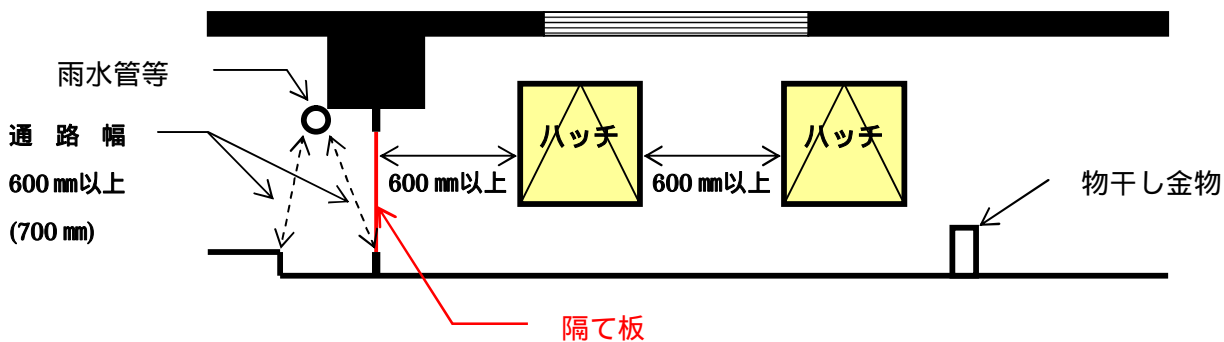
消火器について（消防法施行令第10条、消防法施行規則第6条第6項）

- ・ABC粉末消火器10型とする。
- ・各部分から、歩行距離20m以内に設置すること。

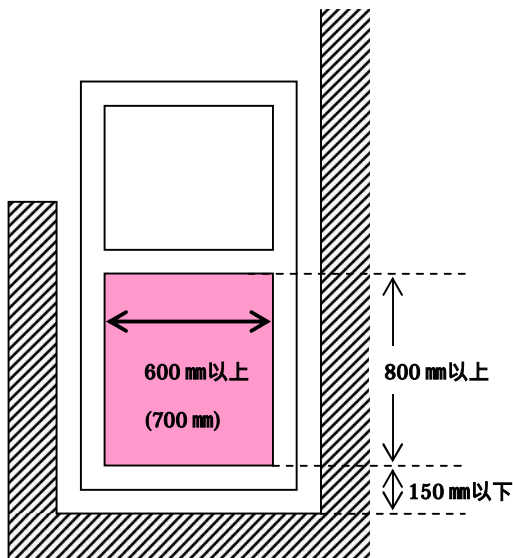
避難器具について（消防法施行令第25条、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目）

- ・避難ハッチの位置は、隔て板及びハッチの間隔は、600mm以上確保すること。
- ・バルコニーの隔て板の大きさは、高さ800mm以上、幅600mm以上、床面から150mm以下とし、ハッチまでの通路は最低600mm以上確保すること。ハッチを700mmで行う場合は、隔て板の幅及び通路は700mm以上とすること。
- ・吊元は屋内内としてください。（建築物を見て降下できるようにすること）
- ・物干し金物及び室外機等が、ハッチと干渉しないこと。
- ・隔て板の表示は、両面同じものとしてください。
- ・避難階又は地上から道路までの避難通路（1m以上）確保してください。

バルコニーの例



隔て板の例



避難通路の例

